

初めて申告書が届いた事業者様へ

八戸市では償却資産申告対象者の把握において、保健所への許可申請書類及び市住民税課への法人異動届等にて確認をしており、その申請者を「事業をされている方」として、市の固定資産台帳へ登載しております。

毎年1月1日現在、償却資産を所有している事業者は、市・県民税の所得の申告や所得税の確定申告のほかに、市の資産税課へも申告をする必要があります。正当な理由がなく申告しなかった場合や申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条、386条及び八戸市市税条例第44条による罰則を適用される場合がありますので、必ず申告してください。

○「償却資産」とは

事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

事業の例	償却資産の例
飲食業、理美容業、製造業、クリーニング業、不動産賃貸業（アパート・駐車場等）、小売業、太陽光発電事業、農業 等 ※法人・個人事業主を含む。	パソコン、コピー機、応接セット、冷蔵庫、テレビ、レジスター、椅子、テーブル、塀、陳列棚、洗濯機、金庫、看板、駐車場設備及び舗装路面、フェンス、機械設備、太陽光パネル、ビニールハウス 等

○提出書類

提出書類	備考
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	償却資産の有無にかかわらず、申告書が届いた方は提出してください。 ◆事業にお使いの償却資産がない場合は、「該当資産なし」の申告をしてください。 ◆廃業等された方は、廃業年月日を記入し申告してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	償却資産を所有している場合、資産明細を記入し提出してください。

※事業主でない場合や個人で事業を行っておらず、法人として申告している場合は、ご連絡ください。

○太陽光発電設備をお持ちの方

経済産業省で公表している認定情報により申告書を送付しております。

売電事業者（オーナー）が異なる場合や事業者を変更した場合は、お手数ですが下記までご連絡くださるようお願いします。また、1月1日以降の設置の場合、電力需給開始予定期をお知らせください。

（連絡事項：売電事業者名、住所、連絡先電話番号、設置場所、電力需給開始日、設備ID）

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ

八戸市財政部 資産税課 管理償却グループ

電話番号 0178-43-9037（直通）